

健介事第 860 号

平成 25 年 12 月 27 日

(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所管理者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における 機能訓練指導員の配置について（通知）

日頃より、横浜市の介護保険行政にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省基準省令に基づいて制定された横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）、横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）において、認知症対応型通所介護事業所における機能訓練指導員については、1 以上の配置が求められており、機能訓練指導員の資格要件は解釈通知により、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」と規定されています。

これまで、本市においては、有資格の機能訓練指導員の配置が算定要件となっている加算を算定しない場合については、有資格者の配置まで求めていませんでした。

この取扱いについて、厚生労働省に確認を行ったところ、「全ての通所介護事業所において、有資格者の機能訓練指導員の配置が必要である。」との回答が得られました。

つきましては、本市では、指定日が平成 26 年 4 月 1 日付以降の新規指定申請時より、全ての単独型・併設型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所において、有資格の機能訓練指導員の配置を必要とすることとします。

平成 26 年 3 月 31 日までに指定を受けている事業所においては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 1 年間の経過措置期間にて機能訓練指導員の資格のある従業者の配置をお願いいたします。

なお、機能訓練指導員の配置時間数の解釈については従前のおり、加算を算定しない場合はサービス提供日毎に、単位ごとに設定されたプログラムにおける機能訓練を行う時間数の配置を必要とし、加算を算定する場合は各加算の算定要件で求められている時間数の配置が必要です。

また、配置されましたら添付している様式にて『配置報告書及び誓約書』の提出をお願いいたします。

<参考>

【横浜市指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）】

第 62 条第 1 項第 3 号 機能訓練指導員 1 以上

第 62 条第 5 項 第 1 項第 3 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）】

第 6 条第 1 項第 3 号 機能訓練指導員 1 以上

第 6 条第 5 項 第 1 項第 3 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年老計発第 0331004 号）】

第 3-3-2-1-3（ト） 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

<配置報告書及び誓約書について>

1 提出先

〒231-0017

横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局介護事業指導課運営支援係

地域密着型サービス担当

電話：045-671-3466

2 提出期日 配置後30日以内

3 本通知の掲載先ホームページ

横浜市高齢者福祉の案内 > 事業者の方へ > 各種申請関係 > 1. 地域密着型サービス
関連 > 3. 認知症対応型通所介護 > 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業
所における機能訓練指導員の配置について（通知）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/shinsei/shitei/ninti-dei/>

（問い合わせ先）

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部

介護事業指導課運営支援係

地域密着サービス担当

電話：045-671-3466

有資格の機能訓練指導員の配置報告書及び誓約書

(提出先)

横浜市長

事業所番号	
事業所名称	
サービス種類	<input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型通所介護 ※該当するサービスにレする。

配置日	氏名	資格名称
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

上記のとおり、有資格の機能訓練指導員を必要数配置し、人員基準を満たしていることを報告します。

また、今後も継続して有資格の機能訓練指導員を必要数配置し、人員基準を遵守することを誓います。

平成 年 月 日

法人名

法人代表者職・氏名

印

【添付書類】

- ・配置された機能訓練指導員を雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）の写し。
- ・配置された機能訓練指導員の資格証
- ・配置が完了した月の勤務表（全従業者分）を添付してください。（月途中での完了した場合は完了した月+翌月の勤務表も添付してください）